
(平成 24 年度評価意見の記載に当たっての基本的考え方)

1. 評価意見には、「政策の目標」について実施した実績評価の評価結果及びその判断理由等を記載しています。

(注) この評価意見は、各局課評価担当組織と政策評価室による二段階の評価体制で審査し、財務省政策評価委員会が総合的観点から調整した結果を示しています。

2. 評価に当たっては、「政策評価に関する基本計画」及び「政策評価の実施要領」を踏まえ、以下のとおり行いました。

(1) 多面的な評価を行うべく、「政策の目標」ごとに次の 4 つの観点を評価基準として評価しました。

イ. 指標等に照らした「政策の目標」の達成度。

ロ. 「政策の目標」を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、有効、効率的であったか。

ハ. 結果の分析（特に目標未達成の場合の反省点の把握）が的確に行われているか。

ニ. 当該政策自体の改善や、政策評価システムの運用の改善について有益な提言がなされているか。

(2) 評価意見の様式は、「評価意見様式」（別紙 5、P 72 参照）とし、上記観点による評価に当たっては、「評価マニュアル」（別紙 6、P 73 参照）を参考としています。また、

「評価意見」の「評価基準ごとの審査」欄において、各観点からの評価結果をパターン化した文言で示すとともに、「評価の判断理由等」欄において、その評価結果の判断理由等を記述しています。

(3) 評価意見の「講評」欄に記載した意見や、これらの意見についての議論を踏まえ、最終的に評価しています。